

平成30年11月9日  
山口県報号外第51号  
監査公表第7号別冊

## 包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

## 平成 29 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

教育の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>I 教育庁 教育政策課</p> <p>1 公立高等学校等就学支援事業</p> <p>【指摘事項】労働条件の明示について 下関工業高校では、就学支援金事務補助員として日々雇用職員を雇用しているが、労働条件通知書の交付をしていないとのことである。口頭で伝達して承諾を得たとのことであるが、労働基準法に反するため労働条件は書面にて交付する必要がある。</p> <p>2 県立高校生等奨学事業</p> <p>【指摘事項】補助金の過大交付について 平成 28 年度においては、補助対象経費のうち、事務費について補助金申請がなされていた。この補助金算定のための対象経費に、補助対象外である貸与事業費に係る支出が含まれていたため補助金交付額が過大となっていた。過大交付となった原因について担当者に質問をしたところ、「（公財）山口県ひとづくり財団奨学センターが補助対象外経費である「公立高校修学資金」を補助対象経費として誤って計上していたため」とのことであった。平成 27 年度以前についても過大交付がなかったかどうか所管課へ調査を依頼したところ、平成 27 年度及び平成 26 年度についても同様の処理がされていたため補助金交付額が過大となっていたことが判明した。（公財）山口県ひとづくり財団から県に提出された事業報告書に綴じられている収支計算書に基づいて本来の補助金額を算定した結果、補助金の過大交付額は平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間で 4,999,300 円である。 補助金の過大交付額については（公財）山口県ひとづくり財団に対して県に返還を求める必要がある。</p> <p>【指摘事項】補助金交付額のチェック体制について 上記「【指摘事項】補助金の過大交付について（合規性）」で記載したとおり、平成 28 年度の補助金算定の対象経費に、補助対象外である貸与事業費に係る支出（公立高校修学資金）が含まれていたが、所管課で当該事実が看過されており、結果として補助金の交付が過大となっていた。 事業所管課は、補助事業者に対し、実績報告書の内容を正確に確認できる資料の徴求を行うとともに、必要に</p>	<p>（主務課・室 教育庁教育政策課） 平成 29 年 10 月に書面で労働条件を通知した。</p> <p>（主務課・室 教育庁教育政策課） （公財）山口県ひとづくり財団に、過大交付額 4,999,300 円を請求し、平成 30 年度中に返還をさせる。</p> <p>（主務課・室 教育庁教育政策課） 指摘を踏まえ、平成 29 年度分から事務執行体制を見直し、補助金交付申請に係る実績報告書など関係書類の確認作業について、担当者及び副担当者の 2 名が確認する体制とし、実績報告書の内容を正確に確認できる資料の徴求や現地確認なども行うこととした。</p>	<p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p>

応じて現地確認を行うなど、実効性のあるチェック体制の構築を図る必要がある。

### 3 国公立高校生奨学給付金事業

#### 【指摘事項】高校生等奨学給付金受給申請書について

高校生等奨学給付金受給申請書において、サンプルで閲覧した限りにおいて、形式的ではあるが以下のような不備が発見された。給付金受給自体の是非に影響するものではないが、申請時点における受給資格の認定誤りを防ぐ意味でも申請書の内容確認を効率的かつ効果的に行う体制を整備する必要がある。

#### (不備1)

申請者自身による申請書の4項目の確認事項への重点チェックが為されていない(申請者による真実性の宣誓等の確認項目のため、記入の必要性は高いと判断される)。

#### (不備2)

申請書類の日付が平成28年6月30日となっている。当該給付金は7月1日時点での在对学生に対する扶助であり、正確には7月1日以降の申請日付である必要がある。

#### (不備3)

申請書類に記載されるべき日付が未記入であるが、上記(不備2)と同様に厳密には7月1日現在の在学が要件であることから申請日付の記載が必要である。

### 6 県立学校施設整備事業(高校再編)

#### 【意見】備品の現物管理について

平成28年度中に下関中央工業高等学校から移管された備品について現物の保管状況を視察したところ、備品台帳に登録されている使用場所と実際に保管されている場所が異なっているものが1件(測定器具)発見された。備品台帳上の使用場所と実際の保管場所の整合性を確認し、備品管理を行うべきである。

## II 教育庁 教職員課

### 1 教育相談実施事業

#### 【意見】相談実績の報告について

本事業により実施された教育相談の実績は、本庁関係課(学校安全・体育課、特別支援教育推進室)に対し書面により報告されているものの、提出先や報告の方法、期限等の実施手続きについて、内部規則及びマニュアル等による文書化がされていない。

現在の職員が交代した場合などを想定し、組織として内部規則及びマニュアル等を作成して文書化しておくことは管理上重要であり、今後、事業担当課により整備される必要がある。

#### 【意見】個人情報保護及び情報漏えいについての内部規則等の作成について

電話相談業務については、相談を受理又は処理した時に「電話相談記録一覧」に記入し、相談は事案1件ごとに「電話相談記録」に記入し、部長決裁をとり、月毎に連番管理されている。連番は「電話相談記録一覧」と

(主務課・室 教育庁教育政策課)

申請者の記入漏れや記入誤りを防ぐため、平成30年6月に申請書の様式を見直し、記入箇所が分かりやすい表示にするなど改善を図った。

また、申請を受け付ける学校において、受付の際に確認のため使用する一覧表にチェック欄を設け、受付窓口においても再発防止策を図った。

措置済み

(主務課・室 教育庁教育政策課)

平成29年10月に備品台帳を修正し、実際の使用場所とした。

措置済み

(主務課・室 教育庁教職員課)

事業に係る教育相談の実績について、関係課と調整のうえ、内部規則等の整備をしていく。

改善途中

(主務課・室 教育庁教職員課)

電話相談業務に係る個人情報の管理、保管及び本庁との連絡方法等に係る手続き、管理方法の文書化については、意見直後から作成を開始し、現在、「やまぐ

改善途中

「電話相談記録」で一致している。過去5年分を保管することになっており、施錠キャビネットで保管されている。相談業務室は独立個室であり、相談員以外に電話対応を聞かれることはない。本庁への報告及び連絡メールは庁内メールを使用するのでそのセキュリティは庁内メールの管理者である本庁が担保する形となっている。相談者の個人情報保護についてであるが、電話相談は匿名でも受けているが、書類に記名されているものもある。記録書類は同室内で管理保管されているので外部の目には触れないようになっている。しかし、このような手続や管理方針について「やまぐち総合教育支援センター」として内部規則及びマニュアル等の文書化はされていない。

現在の職員が交代した場合などを想定して組織としては、内部規則及びマニュアル等を作成して文書化しておくことは管理上重要であり、今後、整備されることが必要である。

## 2 総合教育支援センター管理運営費

### 【指摘事項】再委託報告書の提出漏れについて

当事業の委託契約書第9条においては、委託事業業務について再委託を行った場合には、「再委託報告書」により速やかにやまぐち総合教育支援センターに報告することになっている。しかしながら、再委託されている業務の一部について報告がなされていなかった。契約事項は順守すべきである。

### 【意見】予定価格の決定について

当委託契約においては、消費税を除いた予算額、予定価格、契約額は、少なくとも過去5年間の平成24年度から平成28年度に至るまで同額となっている。県の予定価格の決定においては、「前年度契約額による」との記載となっている。予定価格については、結果として前年度契約額と同金額となる場合も考えられるが、前年度の契約額が予定価格として妥当かどうかの検証をする必要がある。

### 【意見】随意契約の際の見積書記載金額の妥当性について

施設維持管理に関する経費等について、山口県セミナーパークとやまぐち総合教育支援センターの面積按分にて業務委託契約を締結している。按分の基礎となる面積については、山口県セミナーパークが19,672㎡であり、やまぐち総合教育支援センターが10,426㎡である。当事業の委託額については、この面積割合を用いて水道光熱費等共通的に生じる経費を按分した金額を基礎として決定されている。

しかし、公益財団法人山口県ひとづくり財団からの随意契約締結の際に提出された見積書においては、仕様書の専用施設に該当しない部分の清掃業務に関する経費が含まれていた。見積書記載金額が予定価格の範囲内であることから、見積書記載の金額により契約締結がなされている。

仕様書の専用施設に該当しない経費や共通的に生じない経費は除外して算定することで委託額が減額できるため、当事業の随意契約の際に提出される見積書について

ち総合教育支援センター相談業務運営要領（仮称）」として作成中である。

（主務課・室 教育庁教職員課）

（公財）山口県ひとづくり財団に対し、委託業務について再委託を行った場合には「再委託報告書」により、当センターに報告するよう平成30年4月に書面により指示した。

措置済み

（主務課・室 教育庁教職員課）

平成30年度契約から予定価格の決定において、参考見積を徴取し、価格の妥当性について検証を行った。

措置済み

（主務課・室 教育庁教職員課）

（公財）山口県ひとづくり財団から提出された見積書に、仕様書の専用施設に該当しない部分の清掃業務に関する経費が含まれていたことは指摘のとおりであり、当該経費はひとづくり財団への指定管理料の中で措置されるべきものであることから、セミナーパークの所管課に検討を依頼した。

改善途中

は仕様書記載の専用施設以外の維持管理経費が含まれていないかどうか、共通的に生じない経費が含まれていないかどうかについて検討を行うべきである。

【意見】 随意契約の際の見積書記載金額の妥当性について

公益財団法人山口県ひとつづくり財団から提出される見積書の内訳は、前年度に生じた水道光熱費や前年度の業務再委託契約金額等が主たる金額となっている。このため、ほぼ全ての項目について、前年度と比較して金額の変動があり、その金額の根拠は明確なものとなっている。しかしながら、見積書項目の「諸経費」については、内訳が不明確なものであるにも関わらず毎年度金額が変動している。業務仕様に変更がないにも関わらず「諸経費」の金額が変動することにより、結果として毎年度同額の見積金額となっている。見積金額が予定価格の範囲内であることから、契約締結がなされているが、経済性の観点から、不明瞭な変動がある見積書記載の項目については県として公益財団法人に説明を求める等の対応が必要である。

3 教員人材確保推進事業

【意見】 目標とする教員志望者数の設定の仕方について

教員志願者数の実績は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の区分でそれぞれ集計されているが、目標とする教員志願者数は小学校、中学校、高等学校等に区別せずに合計の人数で設定されている。

目標教員志望者数も実績の集計区分に合わせて細分化して設定した方が必要な教員数確保に向けてより重点的に施策を実行しやすいと考えられるため、目標教員志望者数を実績の集計区分に合わせて細分化して設定するべきである。

【意見】 志願者又は採用者に対する情報収集の実施について

現在、山口県の教員採用試験の受験者に対して、山口県の教員採用試験に関する情報の収集状況や他県の採用試験の受験状況に関するアンケートを実施しているが、なぜ山口県の教員採用試験を志願したのかに関する項目はアンケートに含まれていない。

実際に山口県の教員採用試験を受験した人から、なぜ山口県の教員採用試験を志願したのかについてアンケート等で情報を収集することにより、山口県の教員採用試験に関する他県との違いや魅力、あるいは優位性に関する情報を得られる可能性があり、これらの情報をやまぐち教職ガイダンスなどで参加者に発信することにより受験志願者数の増加につながる可能性がある。また、実際に山口県の教員に採用された人の志望理由を体系的に集約することによっても、受験志願者数増加につながる可能性のある情報を活用できる可能性がある。

したがって、山口県の教員採用試験の受験志願者から、あるいは実際に教員として採用された人から、なぜ山口県に志願したのかに関する情報を収集するべきである。

(主務課・室 教育庁教職員課)

諸経費として一般管理費を計上しているが、率に換算すると7～13%と変動があったため、平成30年度の契約から定率で計上することとした。

措置済み

(主務課・室 教育庁教職員課)

平成30年度実施の教員採用試験について、平成30年4月に目標教員志望者数を小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の区分ごとに設定した。

措置済み

(主務課・室 教育庁教職員課)

平成30年7月に実施した教員採用試験の受験者に対して、山口県の教員採用試験を志願した理由を問うアンケート項目を追加した。

措置済み

#### 4 教員資質能力向上推進事業

##### 【指摘事項】マイナンバーの取扱いについて

教職員課のリーダー研修事業及び義務教育課のメンターによる調査研究事業において、それぞれの書類綴りに講師の方の謝金支払いに伴い徴取したマイナンバーカードのコピーがそのまま綴られていた。

マイナンバーの取扱いについては、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、県の「総務事務集中化対象所属における臨時的任用職員等の源泉徴収票等を作成する事務（賃金報酬システム及び源泉徴収支援システムを利用など）に係る特定個人情報等取扱規程（平成 28 年 1 月 8 日）」により厳格に定められている。

所属課における取扱いは、「平成 27 年 12 月 4 日付け平 27 給与厚生第 328 号 総務事務集中化対象所属における臨時的任用職員等に係る個人番号・法人番号の提出について」の別紙 1 において、

##### ・給与厚生課への提出（輸送方法）について

個人から提供を受けた書類は、個人番号取扱担当者以外の目に絶対に触れないように厳重に封緘し、紛失等による情報漏れ防止のため、「給与厚生課賃金報酬班 個人番号取扱担当者あて」と必ず班名等を特定した上で、書留通送（書留通送の取り扱いがない所属は特定記録や書留郵便）を利用、又は持参により提出してください。

給与厚生課への提出までに一定期間個人番号の記載がある書類を所属にて保管する場合、紛失・毀損や情報漏えい等が発生しないように鍵付きの金庫または書庫等で厳重に保管してください。

と記されている。

上記、取扱いに違反しており、現在まで課内等の閲覧者からもマイナンバーの取扱いについて、適切な指摘がなかったものと思われる。教職員課内および義務教育課内において同様の事案がないか確認するとともに再度マイナンバーの取扱いの周知を徹底する必要がある。

#### 5 初任者・10 年経験者研修事業

##### 【意見】旅費所要額調査について

県では初任者・10 年経験者研修の出席教員（受講者）に対する旅費について、旅費所要額調査を各学校に配布し、各学校より所要額を記入のうえ回収している。その際に、対象教員の交通経路が適切か否かについては各学校でのチェックを前提に県の所管課としては改めて確認作業は行っていない（事務作業が膨大となり実務上も現実的に困難）。この点、県の所管課としては毎年旅費制度の説明として研修会を開催して周知徹底しており、各学校側で適切な運用が行われるような体制にあるとのことである。

対象教員が実際に研修対象者として実績名簿に載っているか等のチェックが行えないか効率性を害さない範囲での補足的なチェックを行うことは検討の余地がある。

（主務課・室 教育庁教職員課、義務教育課）

平成 29 年 12 月に他の事業について、同様の事案がないか確認を行うとともに、各事業担当者に取扱規定を配布し、周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 教育庁教職員課）

平成 30 年 4 月より、研修に係る旅費の実績報告がされた際に、研修に参加しているかどうか実績名簿と補足的なチェックを行っている。

措置済み

### III 教育庁 義務教育課

#### 1 学習指導要領趣旨徹底事業

##### 【意見】成果と推進指標との連携について

（主務課・室 教育庁義務教育課）

英語教育強化地域拠点事業においては、山口県立光高等学校、光市立室積中学校について、英検 IBA 調査に基づく中学 3 年生及び高校 3 年生の英検 3 級以上相当の割合を、山口県全体での割合及び全国での割合と比較する形で把握している。英検 3 級以上には英検準 2 級や英検 2 級の合格者も含まれているが、英検の級ごとに実績の集計及び活用までは実施されていない。

また、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業においては、求められる英語力を有する英語担当教員の割合や求められる英語力を有する生徒の割合が把握されている。

他方、山口県教育委員会が定めている「50 の主な推進指標」の中には、「英検 2 級・準 2 級を受験した高校生の数」、「英検 2 級・準 2 級に合格した高校生の数」という指標が設けられている。

内容が類似する実績や指標があるのであれば、各実績や指標が整合するように成果・実績の集計や活用並びに指標の設定または管理を行うべきである。

### 3 「こころの先生」派遣事業

#### 【意見】事業費について

講師派遣旅費とは別に高速道路代として支出された金額が、義務教育課の一般予算から使用料及び賃借料の科目で 11,760 円計上されている。

当該事業内で予算化し、決算額を計上すべきである。

### 4 やまぐちっ子学力向上推進事業

#### 【意見】全国学力・学習状況調査の目標達成に向けての具体策提示の必要性

山口県では学力向上を測る一つの指標として、全国学力・学習状況調査の結果を利用している（上記（1）イ（イ）「成果」で示したとおり、全国平均に比較して 3 ポイント上回ることを目標値として掲げている）。山口県の平均正答率は全国平均に対して高い状況にあるものの、目標値を達するまでには至っておらず、現状と目標値との乖離についてはその原因を把握・分析し、目標値クリアまでの取組を継続的に見直していかなければならない（現時点では具体的かつ有効な改善プラン・手法が見えてこない）。特に、平成 28 年度で 10 回目となる当該調査において、これまで山口県としても学力向上に向けた様々な取組を展開しており（コミュニティ・スクールの活用等）、考え得る手法を尽くしてきている中で 3 ポイント上回るという目標達成は非常にハードルが高いと言える。学力の底上げを図っていくためには、教育現場での児童生徒との関わりが重要であり、特に学習に消極的で継続的に平均点を下回る成績の児童生徒に対して日常的な生活態度を含めケアしていく必要がある場合が少なくない。県として現状の施策は自発的に学習意欲のある児童生徒に対しては効果的であるが、そうではない児童生徒に対する施策としては十分とは言えない面がある。そこで、今後は、学習意欲の低い児童生徒や学習意欲はあるが授業についていけない児童生徒を習熟度に応じてどのように牽引していくかという点により重きを置き、学習に対する無関心から関心へ意識を変えさせる仕組みづくりへ県費の投じ方を検討していく余地がある。

英語教育強化地域拠点事業における実績や指標については、平成 29 年度で廃止した。

また、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業における指標と山口県の設定する指標の整合を図るため、平成 30 年度以降の指標を検討する。

改善途中

（主務課・室 教育庁義務教育課）

当該事業は平成 29 年度で廃止したが、今後、同様の事業を実施する際には、事業に係る経費について同事業に予算計上することとする。

措置済み

（主務課・室 教育庁義務教育課）

やまぐち学習支援プログラムのやまぐちっ子学習プリントでは、難易度ごとに問題が作成されており、児童生徒の習熟度に応じた学習が可能となっている。

平成 29 年度中にやまぐちっ子学習プリントの改訂を行い、放課後の補充学習や家庭学習等、様々な活用場面においてより活用しやすいものとした。

また、平成 30 年 4 月に積極的な活用について各市町教育委員会へ通知を行った。

措置済み

## 6 中学生文化活動活性化事業

### 【意見】補助対象経費の内容確認に関する手続きについて

補助金の額の確定に際しては、「補助金等の交付事務に係るチェックシート」を活用して事務手続きが行われている。

しかしながら、当該チェックシート上は補助対象経費の額について領収書や請求書といった証憑の確認までは求められておらず、また、補助金交付要綱上も必要に応じて資料等の追加提出を求めることができる旨の規定があるのみとなっており、山口県教育研究団体事業補助金については支出の基となる証憑まで確認はされていない。

補助金の額の確定に際しては、補助対象経費の金額が適切な内容のものか、支出に係る証憑まで確認することが望ましい。

## 7 ふるさとやまぐち生活体験活動推進事業

### 【意見】ふるさとやまぐち生活体験活動推進事業実施要領について

実施要領8(2)補助対象経費の取扱いにおいて、体験活動中の食費・食材費及び鉄道での移動に係る経費は補助対象外とされている。国の事業（「健全育成のための体験活動推進事業」）をもとにして記載したとのことであるが、国の記述にとらわれず、本事業の目的達成のためには対象としたほうがより効果が大きい場合は対象とすることも検討すべきである。

同要領8(2)に対象事業として②体験活動推進協議会の記載があるが、体験活動推進協議会は「中学生ふるさと民泊学習推進事業」に関するものであり、本事業には関係のない記載であるため削除すべきである。

### 【意見】補助対象経費について

平成28年度は4市町から交付申請書が提出されている。市町により補助対象経費に計上している項目にばらつきがあり、同様の経費がかかっているにもかかわらず計上している市町、計上していない市町がある。交付申請又はその前段階において、各市町へ指導、助言を行い各市町において申請内容にばらつきが生じないようにすべきである。

### 【意見】当初予算と決算額の乖離について

平成27年度は当初予算2,033千円に対し、決算額は9校、991千円。平成28年度は当初予算1,424千円に対し、決算額は7校、657千円と当初予算と決算額の乖離が大きく、年々事業は縮小している。

県としては、年々事業が縮小していく原因を分析して今後事業をどのような形で推進していくのか検討が必要である。

## 9 やまぐち型地域連携教育強化推進事業

### 【意見】コミュニティ・スクールの認知向上について

県が作成している「『やまぐち型地域連携教育』の取組の成果」によると、コミュニティ・スクールを知っているとの回答をした割合は平成27年度においては17.6%

(主務課・室 教育庁義務教育課)

平成29年度は、補助対象経費の根拠資料を提出させ確認を行った。

来年度以降も同様に、補助対象経費の根拠資料を提出させ確認を行うこととしている。

措置済み

(主務課・室 教育庁義務教育課)

当該事業は平成29年度で廃止したが、今後、同様の事業を実施する際には、事業の目的を達成するために効果が大きいと考えられるものについて補助対象とすることを検討する。

措置済み

(主務課・室 教育庁義務教育課)

当該事業は平成29年度で廃止したが、今後、同様の事業を実施する際には、各市町において申請内容にばらつきが生じないように必要に応じて各市町へ指導、助言を行うこととする。

措置済み

(主務課・室 教育庁義務教育課)

当該事業は平成29年度で廃止したが、今後、同様の事業を実施する際には、事業の推進について検討していくこととする。

措置済み

(主務課・室 教育庁義務教育課)

フェスティバルは、平成28年度に終了したが、平成30年9月に、「やまぐち型地域連携教育」推進の概要をリーフレッ

措置済み



であり、平成 28 年度においては 22.3%となっている。コミュニティ・スクールの認知は徐々に広がりつつあるが、十分に認知されている状態にはないといえる。県が推進する「やまぐち型地域連携教育」においては、コミュニティ・スクールが核となるため、この認知度の向上が必要となる。

当事業における、やまぐちコミュニティ・スクール推進フェスティバルについては、小・中学校等学校関係者に対して県から市町教育委員会を通じて開催の周知を行っている。また、やまぐち型地域連携教育 PR 用 DVD の作成においては、作成した DVD の配付先は大部分が学校関係機関となっている。

コミュニティ・スクールの小・中学校等学校関係者以外の認知度向上のために、フェスティバルの周知を小・中学校等学校関係者以外へも行うとともに、PR 用 DVD を様々な会議や研修会等で広く活用し、地域住民等への周知を行うことで、コミュニティ・スクールの認知度向上を図るべきである。

**【意見】 山口 CS コンダクターの人選について**

平成 28 年度においては、山口 CS コンダクターは、コミュニティ・スクールに関する理解と経験をもつ退職校長を配置し、教職員退職者のみで構成されている。人選は市町教育委員会と県の協議によって進められている。

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るために有効な仕組みである。したがって、学校運営の実際を知る退職教員が山口 CS コンダクターに適性があることは当然のことではあるが、退職教員以外を山口 CS コンダクターとすることで、新たな視点でのコミュニティ・スクールに関する助言・支援を取り込める可能性がある。今後、山口 CS コンダクターについては、各市町教育委員会と協議の上で、学校運営協議会の委員経験者等、退職教員以外のコミュニティ・スクールに理解と経験のある者を選任していくことも考慮していく必要がある。

**IV 教育庁 高校教育課**

**3 グローバルリーダー育成事業**

**【意見】 スーパーグローバルコースの生徒数の減少について**

平成 26 年度から平成 28 年度までは普通科の中にスーパーグローバルコースを設置して生徒を募集しているが年々生徒が減少している。減少理由を担当者に質問したところ、スーパーグローバルコースでは普通の授業・部活にプラスして課題研究等を実施しているため生徒の負担が大きく希望する生徒が減少したのではないかとの回答を得た。課題研究等に取り組むことによって得られるメリットが生徒に十分に伝わっていなかった可能性がある。今後は、課題研究等の負担があることを十分説明するとともに、取り組むことによって得られるメリットも十分説明をする必要がある。

**【意見】 アウトリーチ（海外実践）業務に関する委託契約について**

トとしてまとめ、教職員や保護者をはじめ、地域住民及び行政関係者等に配布することで取組の周知を図った。

また、PR 用 DVD の活用については、自治会やコミュニティの会議等で積極的な活用をしていくよう平成 30 年 4 月に地域別校長会等で市町教委・学校に働きかけを行った。

(主務課・室 教育庁義務教育課)

山口 CS コンダクターの配置は平成 29 年度で終了し、平成 30 年度から新たに地域連携教育アドバイザーを設置した。

退職校長も含め幅広く地域の方から人選を進めたが、退職校長以外の適任者が見つからず、アドバイザー全員が退職校長となっている。

今後も引き続き市町教育委員会と協議を重ね、各市町や地域の状況に応じて適材適所に地域人材を配置するよう努めることとしている。

措置済み

(主務課・室 教育庁高校教育課)

意見を踏まえ、平成 30 年 1 月に学校を指導するとともに、平成 30 年 2 月に実施されたスーパーグローバルハイスクール運営指導委員会において学校を指導した。

措置済み

(主務課・室 教育庁高校教育課)

当該委託契約については、平成28年10月13日に契約を締結した後、平成29年2月18日に変更契約を締結している。当初、オーストラリアのアウトリーチの参加者は15名として契約していたが17名に変更となったためである。例年、オーストラリアには15名が参加していたが、スーパーグローバルコースの3期生の人数が少なかったため東京のアウトリーチへの参加を見送り、全員をオーストラリア参加とすることになったためである。スーパーグローバルコースの希望者数の確定（10月上旬～中旬）と契約締結時期の関係上、変更契約は止むを得なかった面はあるが、今後は、極力、契約事務が二重になることを避けるように契約締結時期は参加者確定時期を考慮して決定する必要がある。

## 6 外国青年英語指導事業

### 【意見】ALTの任期について

JETプログラムではALTを最大で5年更新できるが、山口県では最大で3年の更新としている。

平成28年度は、4人が任期満了で帰国し、新規で4人が採用されているが、帰国にかかる経費573,740円、来日にかかる渡航費用負担金476,208円、来日オリエンテーション費用330,160円を県が負担している。ALTが交代すると1人当たり345,027円が県の負担となる。

一方、ALTへの報酬年額は、1年目336万円、2年目360万円、3年目390万円、4年目及び5年目396万円とJETプログラムで定められており3年目と4、5年目の差額は6万円である。

経済性の面で考えるとALTが交代するよりも4年目、5年目と更新した方が県の負担は少なくなる。また効率性の面でも授業の進め方などは習熟度が上がり、より効率的な授業を実施できるメリットもあると考えられるため4年目、5年目の更新の可否及び是非を検討する必要がある。

## 8 やまぐち燦めきサイエンス事業

### 【意見】YSE事業への参加人数の厳密な把握について

YSE事業の補助金実績報告書において、上半期・下半期の事業実施状況報告が為されている。その中には参加人数の記載もあるが、当該人数は保護者等の人数も含まれた総来場者数となっているものが見受けられる。本事業は、理数科目における興味・関心、知的好奇心をもった人材育成を図るべく裾野拡大を目的としたものであり、対象者の管理・把握は数値情報として重要かつ有益である。本当にYSE事業が裾野拡大に向けて浸透していることを県としても把握し、実施主体への適切な指導管理に活かすためにも単純な事業来場者数を管理するだけでなく、より厳密に本事業の主な対象である小中学生生徒の参加数を事業ごとに収集管理すべきである。

また、そもそも県内の全ての小中学生の中で理数科目が嫌い・興味関心が無いという生徒がどの程度存在するか各校で聴取し、その結果を集約することで本事業の裾野拡大の対象者を数年に一度ずつでも把握することで県としても目標値を掲げやすくなるものと思われる。

### 【意見】YSE事業におけるアンケートの実施について

意見を踏まえ、参加者確定時期を考慮して契約を締結するよう平成30年1月に学校を指導した。

措置済み

(主務課・室 教育庁高校教育課)

意見を踏まえ検討した結果、山口県では国際交流の発展を重視する観点から、4年目以降の更新は行わないこととした。今後は、3年目の任用を終えるALTを、より積極的に他の任用団体に斡旋するなど、効率的な活用に取り組むこととした。

措置済み

(主務課・室 教育庁高校教育課)

実施主体である山口大学と対応方針を協議の上、山口大学が平成30年度から小学生、中学生の参加者数を調査し、県教委が調査結果を収集管理することとし、その旨を実施要綱に記載した。また、理数科目への興味・関心の状況については、当課において協議の上、国の調査結果を基に分析することとし、3年に一度程度対象者を把握するよう方針決定した。

措置済み

(主務課・室 教育庁高校教育課)

YSE事業について、他のYSS事業やYSC事業のような生徒からの意見収集（アンケート等）は行われていない。平成28年度では年間（上半期・下半期）で169回の事業が実施されている（平成27年度は147回）。参加者数も単純集計では平成28年度は36,307名であり、平成27年度は29,541名である。生徒のみならず保護者等の数も参加者数に含む数値ではあるが、多くの参加者が毎年来場しており、ここから得られる情報は非常に有益なものと考えられる。

そこで、来場した生徒の感想や引率した保護者からの感想（例えば、理数科目が好きか否か、事業参加により少しでも興味や関心を持てたか否か等）も併せて入手できるような仕組み（アンケートの実施等）を設け実施事業へフィードバックする等、より一層裾野拡大に向けた効果的な事業構築が必要である。

## 10 やまぐちの活力を支える高校生育成事業

### 【意見】 離職率の分析について

委託事業である「地域産業就職ガイダンス」事業の実績報告書によると、高校からの要望は、社会に出る前の準備・心構えだけでなく、早期離職の防止に関するものも多い。離職防止については、当該事業のプロジェクトである「県内企業訪問推進事業」でもフォローしているところであるが、就職支援と同様に課題となるところがある。

県内離職率について担当者に質問したところ、当該事業の効果は確実に出てきているということであるが、客観的に判断できる指標（経年比較、他県等との比較等）がないため、どの程度の効果があり、今後の課題は何なのかという点が見えてこない。就職率は景気等の外的環境要因の作用が強く働くが、離職率は、就職者の意識改革や行政から事業者の方への働きかけによる職場環境の整備等によって大きく改善されるものである。

まずは、県内離職率についての客観的な指標を把握し、離職率の改善のために離職理由を分析することによって、就職者が希望の就職先に就けていたのか、就職先への期待ギャップがなかったか、すなわち、就職率を上げるだけのための押し込みや、ミスマッチがなかったか、就職するための心構え、就職先への理解が十分であったか等を把握する必要がある。

### 【意見】 県内就職サポーター等配置事業について

当該事業は、就職面談を踏まえた求人開拓、地元企業の情報提供、県内全域でのマッチング等により総合的に県内就職を支援する取組である。山口県の有効求人倍率は1倍を超えており、高校卒業就職希望者の就職内定率は100%近い内定率となっている。しかし、「県内就職促進事業」という当該事業目的に限ってみると、県内就職率は平成26年度から4.3%低下している。

就職サポーターの実績報告は、業務従事実績のみの提出で済まされており、実施内容や活動報告、成果報告等の提出は求められていない。また就職者へのアンケート調査は実施されておらず、現場の教職員及び学校長の意見を聴取する体制は構築されていない。

就職サポーターの有効性を検証するためには、活動内

実施主体である山口大学と対応方針を協議の上、山口大学がアンケート調査を実施し、平成30年度から県教委が分析し、実施事業をフィードバックすることとした。補助金交付要綱には、事業報告の際にアンケート調査の集計結果の提出を求める旨を記載した。

措置済み

### （主務課・室 教育庁高校教育課）

卒業生への追跡調査に関しては、卒業生といえど、すでに学校の管理下を離れた者に対し、個人情報を知るのは適当ではないと考えることから、県内就職率についての客観的な指標把握は困難である。

なお、平成29年10月～11月に新年度事業を検討する中で、高校入学後の早い段階から県内企業を知る新たな取組や職場見学の拡充によりマッチングを促進し、離職防止に努めていく方針を決定した。

措置済み

### （主務課・室 教育庁高校教育課）

平成30年3月に施行した県内就職サポーター等配置事業に係る通知文書において、就職サポーターの活動内容や成果が分かるように報告書の様式を見直し、確実な報告を行うよう学校を指導した。また、平成30年4月に実施した進路指導連絡協議会において、就職サポーターや進路担当教員等の意見交換の場を設定した。

措置済み

容や成果が分かるように就職サポーターから報告を求めること、また、就職した生徒や現場の教職員などから意見を聴取する体制を構築することも検討するべきである。

**【意見】 県内就職サポーター等配置事業におけるノウハウの文書化について**

県内就職サポーター等配置事業において就職サポーターが作成した職務日誌や職務報告書を閲覧したところ、就職サポーターの行動内容についての記述が中心であり、企業訪問等で得られた情報や気づきなどについては特段記録されていなかった。

就職サポーターは直近では結果的に同一者が連続で採用されているが、その任期は1年であり、就職サポーターが職務の遂行に伴って獲得する情報や経験などのノウハウが継続して引き継がれ、また進路指導に活用されるように職務日誌や職務報告書に企業訪問等で得られた情報や気づきなどを記載すべきである。

**【意見】 就職サポーターの採用について**

就職支援サポーター（非常勤）を採用するにあたり、西京高等学校ではハローワークへ公募案内を出し、応募者があれば面接して採用可否を決定することとしている。ここで、県議会での予算承認の後で公募案内を出すため、ハローワークへの公募は3月中旬から下旬のタイミングとなる。この場合、4月1日からの年度採用のために確保できる時間が短く、結果として現任のサポーター一員が長きにわたり重任されることとなる。

同じサポーターが一定期間務めること自体には経験の積み重ねという長所があるが、一方で異なる角度からの就職サポートという目線も重要であり、ある程度の任期（契約期間1年の更新限度）制度を設けることも検討すべきである。

また、本件サポーターは美祢市在住者であり通勤費の支給額計算という点に鑑みると、公募条件として、西京高等学校の所在地域を中心にした近隣居住者を優先することも県費支出における効率性、経済性等の点で検討の余地があるものと考ええる。

**【指摘事項】 就職サポーター通勤手当・旅費の重複額調整計算について**

就職支援サポーターが、その日に企業訪問のために自宅から訪問先①へ赴き、当該企業から西京高等学校②へ通勤に来た場合、①及び②の合計距離(km)に県の定める単価30円/kmを乗じ、報酬で支払う通勤費の金額の1日分の片道相当額③を差し引いて支給している（通勤手当と旅費で重複しないように調整するという意味）。ここで、この③の差し引く金額の算出について、当該サポーターの1日当たりの通勤手当1,480円/日（往復）を21日（1ヶ月の出勤日数）で除した70円をさらに片道相当額として2分の1にした35円としている。しかし、そもそも上記でいう1,480円の通勤手当が1日往復分であり、これを21日の勤務日数で除すことは計算ロジックとして理論的ではない。本来は単純に1,480円/日の片道相当額として2分の1計算をした740円を

（主務課・室 教育庁高校教育課）

平成30年3月に施行した県内就職サポーター等配置事業に係る通知文書において、就職サポーターが企業から得た情報等を記載できるように職務日誌や職務報告書の様式を見直し、確実な報告を行うよう学校を指導した。

措置済み

（主務課・室 教育庁高校教育課）

就職サポーターには、各校の特色に応じた異なる専門性が必要なことから、一律に任期を設けることは、人材確保の面から困難であるが、従来どおり、1年ごとにハローワークをとおした公募を行い、応募者の経験を重視しつつ、できる限り効率性、経済性等を踏まえて適切な人材の採用に努める。

措置済み

（主務課・室 教育庁高校教育課）

指摘を受け、平成30年3月に県内就職サポーター等配置事業に係る通知文書を発送した中で、全対象校に対し重複額調整方法について徹底した。

この方法を踏まえて、西京高等学校については平成30年3月に戻入をし、適切に措置した。

措置済み

③の金額として控除して支給するべきである。

なお、『県内就職サポーター等配置事業に関する取扱いについて』の『別紙 5 就職サポーター及びチーフ就職サポーターの報酬等の支払いについて（公立）』に通勤手当と旅費との重複支給を回避する調整額計算の明示がないため、西京高等学校では『旅費制度質疑応答集 人事課給与班 Q16』を参考に計算しているが、そもそも重複額調整計算の方法を上記の取扱い若しくは別紙 5 に明示すべきである。

#### 1 1 やまぐちの未来へつなぐ高大連携事業

##### 【指摘事項】 成果報告書について

委託業務について成果報告書を受領しているが、成果報告書には、仕様書に記載された委託業務の内容が分かるような記載がされていない。

「（1）県内大学魅力発見プログラムの作成」については、作成したプログラムの内容や「県内大学生と高校生によるディスカッション」を実施した7高校の開催スケジュール、参加人数、大学生講師の人数、大学名、使用した資料等の記載が必要と考えられるが記載がない。

「（2）大学生ボランティアスタッフの養成」について①については、大学生ボランティアスタッフの募集方法、募集結果、選考結果等の記載、②については、大学生ボランティアスタッフへの研修の日時、場所、研修スケジュール、研修参加人数、大学名、研修資料、研修状況の写真等の記載が必要と考えられるが記載がない。

「（3）成果報告」については、ディスカッション実施後のアンケートは実施されており成果報告書に参加した高校生と大学生のアンケート結果及び感想は掲載されているが、アンケート項目は記載されていない。また成果報告書全 24 ページ中、高校生のアンケート結果と受講後の感想が 8 ページ、大学生ボランティアの本事業に参加しての感想が 10 ページを占めている。当該事業の目的は、高校生が県内大学等の持つ魅力やよさについて理解を深めることであるが成果報告書では高校生よりも大学生のページ数が多く成果報告書の大部分を占めている。

成果報告書は、委託した業務が適切に行われたことを確認できるように実施した業務の内容がわかるような記載を求める必要がある。仕様書に成果報告書の記載内容を明示することも検討すべきである。

##### 【指摘事項】 県内大学体験サポートの使用料及び賃借料について

県内大学体験サポートは、県立学校が計画・実施する生徒の県内大学等のオープンキャンパスへの参加や研究室訪問、大学等における授業体験の実施に係る経費補助を行っており、バス等の借上料の補助を行っている。本事業の当初予算 9,900 千円のうち 4,000 千円が県内大学体験サポートの予算として計上されており、補正後に予算は、1,900 千円となっている。事業は県内 11 校が実施し、1,753 千円が最終決算額である。しかしながら、事業の決算額は「（目）教育指導費」の中の事業間での記載ズレにより、本事業の「（節）使用料及び賃借料」は 1,293 千円となってしまった。結果、本事業のみならず、他の事業についても実態が正確に表されておらず、次年

（主務課・室 教育庁高校教育課）

平成 29 年度事業成果報告書について、仕様書に基づき、各学校でのプログラム終了後（平成 29 年 11 月）に、担当者と委託先面会の上、報告の項目を明確に指定し、適切な内容・分量の報告書作成を求めた。

本業務委託は平成 29 年度にすでに終了しているが、今後、同様の委託契約を行う際には、仕様書に成果報告書の記載内容を明記するよう徹底を図ることとした。

措置済み

（主務課・室 教育庁高校教育課）

指摘の趣旨を踏まえ、29 年度決算からは記載誤りが生じないように決算額のチェックについては、複数体制で行うよう徹底した。

措置済み

度以降の予算作成も誤った情報のもとに行われてしまう。決算額のチェックは複数体制で行う等、細心の注意を払う必要がある。

**【意見】 委託業者の選定について**

平成 28 年度は遠方の事業者との単独随意契約としているが、目的達成の手法が地元大学生と高校生の座談会を主としているため専門性が高い業務とは言えない。今後は県内の組織又は事業者も候補とすることも検討すべきである。

**【意見】 県内大学魅力発見プログラムの大学生ボランティアの募集について**

講師となる大学生ボランティアの募集について業務委託の仕様書に特に記載されていない。県内出身の大学生の方が参加した高校生と同じ目線でディスカッションすることができると考えられるため、講師となる大学生ボランティアの募集について業務委託の仕様書に募集要件を記載することも検討すべきである。

**【意見】 県内大学魅力発信プログラムの大学魅力発信講座について**

大学魅力発信講座は実施高校の負担により、大学の学習内容や大学生活に関して県内大学教員等による講話を実施するものであるが、平成 28 年度は実施されていない。実施されなかった理由を明確にし、実施しやすい環境を整備する必要がある。

**【意見】 他課との連携について**

学事文書課による「高校生県内進学支援事業」は県内高校生の県内進学率向上に資する関係団体の取組を支援し、地域産業を支える人材の育成及び地域活力の向上を促し、若者の県内定住促進を図ることを目的とし、高校生の県内進学に資する取組に対し助成を行っている。目的は本事業と同じであり、催事内容の学校体験ブースでは、教員・学生による研究成果の展示や卒業生等を交え将来の就職を見据えた進学相談を実施している。本事業内容と開催場所は異なるものの内容は類似しており、例えば、学校体験ブースを各高校で行う方法によれば、大学生と高校生によるディスカッションと同内容となる。経済性・効率性の観点からも連携をとって共同で開催するなど検討をすることが望まれる。

V 教育庁 特別支援教育推進室

2 特別支援学校「山口県技能検定」開発事業

**【意見】 技能検定への参加促進について**

県内には 12 校の特別支援学校が存在するが、平成 28 年度に実施された「喫茶サービス技能検定」への参加校が 6 校、「清掃プレ技能検定」への参加校が 4 校であった。平成 29 年度の「喫茶サービス技能検定」は参加校が 9 校に増加しているとのことであるが、不参加の学校から意見を聴取するなどして参加促進を図る必要がある。

4 総合支援学校 ICT 活用協働学習推進事業

**【意見】 タブレット型情報端末の導入について**

(主務課・室 教育庁高校教育課)

本業務委託は平成 29 年度にすでに終了しているが、今後、同様の委託契約を行う際には県内の組織又は事業者も候補とすることも検討する。

措置済み

(主務課・室 教育庁高校教育課)

本業務委託は平成 29 年度にすでに終了しているが、今後、同様の委託契約を行う際には、講師となる大学生ボランティアの募集について業務委託の仕様書に募集要件を記載することを検討する。

措置済み

(主務課・室 教育庁高校教育課)

平成 29 年度は、同様の取組が学校独自で実施されているため、本事業においては実施しないこととしたが、今後、学校から実施の要望がある場合には、本事業で実施可能としている。

措置済み

(主務課・室 教育庁高校教育課)

意見を踏まえ、高校教育課と学事文書課の事業について、平成 30 年度予算編成時において両課で協議し、一体的に進めることにより、効果的・効率的に実施することとした。

措置済み

(主務課・室 教育庁特別支援教育推進室)

平成 29 年 4 月に開催した担当者会議等で取組の周知を図った結果、平成 29 年度末時点で全ての特別支援学校が 5 分野いずれかの技能検定に参加した。

措置済み

(主務課・室 教育庁特別支援教育推進室)

タブレット型情報端末は、現在県内 12 の総合支援学校の学部（小・中・高）に各 2 台、分校に学部（小・中）に各 1 台の計 74 台が導入されているが、平成 28 年度総合支援学校 ICT 活用協働学習推進事業アンケートに、総合支援学校高等部教員から「1 教室に 1 台導入を実現してほしい。」という要望があった。

現状の台数が適切かどうかの調査を実施し、必要な台数を計画的に整備していくことが必要である。

平成 30 年 6 月に各特別支援学校に対し、高等部については、ICT 機器購入費が就学奨励費の加算対象となっており、適切に活用するよう周知を図った。

措置済み

## 5 通学対策費

【意見】通学バス種別及び路線数の選定過程の明確化について

通学バスの委託費の主たる部分については、「一般貸切旅客自動車運送業の運賃・料金の変更命令について（平成 26 年 3 月 27 日改正 中国運輸局公示第 122 号）」により距離と時間により概ね算定されることになる。当該公示により、大型車、中型車、小型車の区分により距離と時間の単価が設定されており、大型車、中型車、小型車の順でそれぞれの単価が高く設定されている。

大型の乗車定員は 55 名であり、障害等を考慮した場合の実質乗車定員は 40 名程度になることが多い。ただし、徳山総合支援学校では、平成 28 年度においては、障害特性への配慮の必要性から一番少ない路線で 20 名、他の路線についても 30 名程度の生徒が乗車し、生徒総人数 143 名に対し、5 台の大型バスで運行がなされている。

しかしながら、大型バス以外での運行や路線の縮小等について検討した資料が残っておらず、現時点の運用が経済性と効率性を確保しているかどうかについては評価が出来なかった。路線やバス種別の選定の過程について適切な手続きを経ることで、事業の有効性のみならず経済性及び効率性の観点からも検討されていることを明確にするべきである。

（主務課・室 教育庁特別支援教育推進室）

平成 30 年 1 月に各特別支援学校に対し、路線やバス種別の選定にあたっては、経済性及び効率性の観点から再度見直しを行い、あわせて選定経過を整理するよう指示した。

措置済み

## VI 教育庁 社会教育・文化財課

### 2 図書館資料充実事業

【指摘事項】「山口県立山口図書館資料収集方針」と実態の整合性について

ア 「山口県立山口図書館資料収集方針」の 1 (17) に「資料の除籍及び廃棄については別に定める」とあり、これを受けて「山口県立山口図書館資料除籍要領」を作成しているが、廃棄について定めていない。

「山口県立山口図書館資料収集方針」と実態との整合性を図る必要がある。

イ 上記アの「除籍要領」の第 5 条第 2 項に「除籍の手続きは別に定める」とあり、これを受けて「図書除籍マニュアル」を作成しているが 2005 年 3 月 20 日に作成されてから更新されていない。マニュアルには「資料のバーコードをはぎ取り、裁断する」と記載されているが、現在はバーコードに加えてマニュアル作成時には導入されていなかった IC タグが導入されており資料に貼付された IC タグの取り扱いなどを記載してマニュアルを更新すべきである。

ウ 「山口県立山口図書館資料収集方針」の 3 に「図書の選択にあたって必要な資料種別の選択基準を別に定

（主務課・室 教育庁社会教育・文化財課）

ア 資料の廃棄について、平成 30 年度を目標にマニュアルも含め明文化する予定。

イ 現状に合わせた「図書除籍マニュアル」を、平成 30 年度を目標に更新する予定。

ウ 資料種別の選択基準にあたる「分野別選書基準」を、平成 30 年度を目標に

改善途中

めるものとする」とあるが、往査日現在において「資料種別の選択基準」は策定されていない。平成28年度は「分野別選書基準策定委員会」を設置して選択基準の策定について検討を進めているが、「資料収集方針」の末尾に記載されている「(付則)」によれば平成19年4月1日、平成23年2月1日から施行する旨の記載があり、施行から相当期間経過しているので速やかに選択基準を策定すべきである。

**【指摘事項】**「山口県立山口図書館資料選択委員会設置要綱」と実態との整合性について

「山口県立山口図書館資料選択委員会設置要綱」の第2条(1)に「各年度の資料購入計画に関すること」は、資料選択委員会において協議し、決定すべき事項とされているが、実際には当該委員会は開催されておらず、当該計画については、年度当初、「山口県立山口図書館資料選書会議」において協議し、策定した計画案をもとに、当該委員会の構成員に決裁を受け、承認を得るという方法で決定されている。「山口県立山口図書館資料選択委員会設置要綱」と実態との整合性を図る必要がある。

**【指摘事項】**選書会議の対象となる資料について

選書会議の対象となる資料については、1冊5万円を超えるものとシリーズで5万円を超えるもの(シリーズ全体の巻数が定まっていないものを除く。)を対象としているとのことであるが、特に明文規定はされていない。

選書会議の対象となる資料について基準を明文規定すべきである。

1.2 青少年自然体験活動推進事業

**【意見】**AFPY アドバイザー登録者数増加に伴う効果の測定について

県は、平成29年度末までにAFPYアドバイザーの登録者数を100名にすることを目標としている。平成28年度末現在でAFPYアドバイザーの登録者数は84名であり、平成29年度中に100名を達成する見込みである。

県は、県内各地域で地域主催の体験活動が実践されることに重点を置いているものの、現状ではAFPYアドバイザーによる体験プログラムの実施状況に関して集計が行われていない。

地域での活動状況を客観的に把握するためには、AFPYアドバイザーによる体験活動の実施回数などの情報を集計することを検討する必要がある。

VII 教育庁 学校安全・体育課

2 いじめ・不登校等対策強化事業

**【意見】**委託契約先の選定について

魅力ある学校づくり調査研究事業について、平成28年度は引き続き下関市に委嘱することとなっている。上記(1)エ(イ)のとおり、平成26年度・平成27年度は2年間を一期間として下関市と業務委託しており、再度、下関市との契約を延長するためには相当の理由が必要と

策定する予定。

(主務課・室 教育庁社会教育・文化財課)

平成30年度より資料選択委員会を開催し、当該年度の資料購入計画について協議・決定を行った。

措置済み

(主務課・室 教育庁社会教育・文化財課)

選書会議の協議対象となる資料について、平成30年度より「山口県立図書館資料選書会議設置要綱」を作成し基準を明文化した。

措置済み

(主務課・室 教育庁社会教育・文化財課)

平成30年1月に各AFPYアドバイザーあてに、活動状況(相談・講師対応)の調査を実施した。活動の実態を踏まえ、今後の県教育委員会の取組に反映する。

また、今後も毎年度調査を行い、継続的に状況を把握していく。

措置済み

(主務課・室 教育庁学校安全・体育課)

同様の委嘱等があった場合の適切な選定理由書の作成・保管について、周知徹底を図った。

措置済み



なる。この点、平成 28 年度に下関市に委嘱する場合には 1 年間のみという指定で委嘱することが可能であり、他の市町に比べて優先順位が高いとされている。

しかし、当該事実を契約先の選定理由書として記録・保管（ファイリング）している状況になかった。そのため、随意契約の選定理由書に見られるように、常に説明可能な状態を整備し、行政文書として作成・管理をすべきである。

**【意見】 スクールソーシャルワーカー(SSW)の再任について**

平成 28 年度の SSW は 3 名であり、うち 1 名は前任者の退職に伴い平成 28 年 12 月 1 日からの採用、残り 2 名については平成 20 年度に採用されて以降再任として継続している状況である。ここで、非常勤職員取扱要領第 4 条第 1 項において、『任用期間は原則として毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において教育委員会が必要と認める期間とする』としており、同条第 2 項では『非常勤職員は、再任することができる』と規定されている。

この点、当該要領に照らしてみると再任すること自体に問題は見受けられないが、今後は SSW として、新たな視点や多角的な捉え方も必要である点に鑑み、複数名のうち少なくとも 1 名は新任者を積極的に採用できるように高い専門性を持った SSW を育成していく必要がある。

**3 望ましい生活習慣を形成する「子ども元気創造」推進事業**

**【意見】 子ども元気創造プロジェクトの目標達成度について**

目標値については未達成の項目があり、更に体力総合評価は 24 年齢区分中 19 年齢区分において全国平均を下回る結果となっており、その内 9 年齢区分については二桁のマイナス差異となっている。また、平成 27 年度より数値が改善した区分は 10 年齢区分しかない。

県は、「子ども元気調査」を実施し、集計ソフトによるクロス集計は「体力向上の手引き」の中に掲載され各学校へ配布されており、集計結果については、体力と睡眠時間と朝食摂取率の関係や、読書数とゲーム実施時間と就寝時刻の関係等が分析されているが、学年別の集計は行われていない。

今後は「子ども元気調査」の結果及び分析を踏まえて体力向上に向けた具体的な方針・方策を検討する必要がある。

**4 食に関する指導普及事業**

**【意見】 朝食摂取率について**

平成 28 年度の朝食摂取率は、山口県教育振興計画「50 の主な推進指標」の基準値である平成 24 年度よりも増加しているが、平成 25 年度～平成 28 年度の推移を見ると僅かではあるが年々減少傾向にあり、また年齢が上がるにつれて減少傾向にある。所管課が作成した「平成 28 年度栄養教諭による食に関する指導の実績及び食育推進状況について」によると、朝食摂取については、以下のような課題を挙げている。

- ・ 朝食摂取率の向上と共に、内容の改善を図るための継続的な啓発が必要。

(主務課・室 教育庁学校安全・体育課)

平成 30 年度より専門家 (SC, SSW) の合同研修会等を開催することとしており、本年は SSW の資質向上に係る研修と専門家の合同研修会を行った。今後も高い専門性を持った SSW の育成に努める。

措置済み

(主務課・室 教育庁学校安全・体育課)

平成 30 年 2 月に開催した協議会において、「子ども元気調査」の結果も踏まえ、体力向上に向けて、引き続き柔軟性の向上のための取組を進めるとともに、運動習慣の定着のため、家庭・地域・学校が一体となった取組を進めることとした。

措置済み

(主務課・室 教育庁学校安全・体育課)

各研修会に置いて、給食・食育関係者で、食に関する課題を共有し、課題解決に向けて事例発表や研究協議を行うこととしている。

改善途中

- ・ 朝食摂取や生活習慣等の課題に対して、一斉指導だけでなく個別支援が必要。
- ・ コミュニティ・スクールの取組と食に関する指導を連動させていくことが必要。

朝食摂取率の向上を含め、食育の更なる推進を図り、目標達成するためには、個別支援やコミュニティスクールとの連携等の課題を抽出するだけでなく課題を解消するための具体的な計画と実践が必要である。

## 6 中学校中国大会全国大会派遣費

### 【指摘事項】 交付申請について

本事業は「スポーツ振興対策事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書が提出され、添付書類として事業計画に係る補助対象経費の根拠資料を添付している。担当課は交付申請書を受付し、交付決定決裁起案時に「補助金等の交付事務に係るチェックシート」により審査を行っている。チェックシートの項目4「根拠資料の収集」及び項目5「交付額の妥当性」の審査において、交付額の妥当性を適正に審査するため、根拠資料を収集して適切に行うこととなっているが、今回、全国大会への旅費の見積もりにおいて、新潟県長岡市への旅費が往復94,240円で見積もられている一方、同県上越市への旅費が44,460円で見積もられている。同県内の2市への旅費が大幅に異なっている理由を担当者に確認したところ、「飛行機と新幹線で見積もっていたため旅費が異なっていた」とのことであった。

山口県中学校体育連盟発行の「全国大会・中国大会生徒派遣費補助金について」の補助対象経費の交通費の項目には「もっとも経済的な通常の経路及び方法によるものとし、学割、団体割引等を利用する。」と記載されている。申請段階において、根拠資料をよく確認し、補助金交付金額に直接影響する金額の算定基礎については特に注意を払うように指導すべきである。さらに決裁時においても閲覧者が相互に牽制し、決裁段階で不明点は明らかにされるべきである。

### 【意見】 検査調書について

補助金検査時には、担当課職員が補助事業者に赴き、参加中学校から提出された補助対象経費に係る領収書等の証憑を確認し、各校が支出した実費額を照合することにより検査を行っているとのことであるが、検査実施に関する書類は検査調書1枚のみであり、どのような検査を行ったか、補助対象経緯の妥当性はあるか、証憑突合を行った項目はなにか等、一切の書類が残されておらず、検査の実態が不明である。検査について、どのような項目を確認したか、補助対象経費の計上の妥当性、根拠資料の確認内容、照合結果、検査の着眼点等を書類として残しておくべきである。

## 9 全国高等学校体育大会派遣費

### 【指摘事項】 負担金補助金及び交付金以外の決算額について

負担金補助金及び交付金以外の決算額については、平成26年度及び平成27年度は40万円台で推移していたが、平成28年度は3,267千円に増加している。

(主務課・室 教育庁学校安全・体育課)

補助金交付金額に直接影響する金額の算定基礎については特に注意を払うとともに、複数によるダブルチェックをするよう周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 教育庁学校安全・体育課)

検査内容を保存する様式を作成し、平成29年度の事業報告に係る検査において使用・保存した。

措置済み

(主務課・室 教育庁学校安全・体育課)

平成30年度決算以降は、適切に対応することとする。

改善途中

学校安全・体育課の経費をいずれかの事業に紐付けなければならない関係上、結果として全国高等学校体育大会派遣費の決算額について学校体育関係の費用が計上されており適切ではない。事業に関連する経費のみを計上すべきである。

## VIII 総務部 学事文書課

### 1 私立学校運営費補助

#### 【指摘事項】補助事業変更申請について

私立学校運営費補助金の総額は、上記(1)イ(イ)の表で示した単価×生徒数で決定する。運営費補助金の総額を各学校に配分する際には、「特色教育分」と「一般分」という区分により、学校ごとの「特色教育分」を先に確定して、県の補助金総額から特色教育分を控除した金額が「一般分」としての配分対象となる。「特色教育分」は、特色ある学校づくり事業等を実施する場合に、その補助対象経費の一部を補助するものである。「一般分」は、学生生徒数やその他の数値を用いて各学校に配分される。

運営費補助金について、山口県補助金等交付規則の第8条第1項においては、「補助事業者等は、補助事業等の内容若しくは補助事業等に関する経費の配分を変更し、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ申請書を知事に提出して、その承認を得なければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更についてはこの限りでない。」とある。

「特色教育分」については、特色ある学校づくり事業等に要する補助対象経費の一部を補助するものであるが、年度当初に事業計画書が提出された後に、9月、12月に実施状況の確認および変更分の確認をして補助金額を確定して交付しており、12月の確認以降に補助対象経費の金額等に増減があっても補助事業の変更申請書が提出されていない。山口県補助金等交付規則に従って、変更申請書の提出が必要である。

#### 【意見】特色教育の補助金額と実績額の差額について

県は、各学校の特色教育（「特色ある学校づくり事業」および「教育改革推進」）の取組に対して補助金を交付しているが、5月に計画の提出を受けて9月、12月に実施状況の確認および変更分の確認をして補助金額を確定して交付するため、12月の確認以降の変更が補助金額に反映されず実績額との差額が生じてしまう。当該差額は、当年度内に精算されず翌年度の補助金額を増減させて調整をしている。

このことについては平成16年度の包括外部監査でも以下のような意見が述べられている。

・ また、平成15年度から計画による金額が補助金として支出されているが、実績報告書によると差異が発生している。

各校の予算がそのまま認められており、実績が不足したり、全く実施されていないにもかかわらず精算されず翌年度の減額要因とされている。検討の必要があると考える。（出典：平成16年度包括外部監査報告書）

県は、上述した平成16年度包括外部監査報告書の意見に対して平成18年度に措置内容を公表している。措置内

（主務課・室 総務部学事文書課）

当該年度内精算が実務上困難であることから、翌年度の補助金の配分において精算額を調整しているものであるが、より適切な処理方法がないか検討していく。

改善途中

（主務課・室 総務部学事文書課）

当該年度内精算が実務上困難であることから、翌年度の補助金の配分において精算額を調整しているものであるが、より適切な処理方法がないか検討していく。

改善途中

容は以下のとおりである。

- ・ 当年度内精算が実務上困難であることから、翌年度の補助金の配分において精算額を調整しているものがあるが、より適切な処理方法がないか検討していく。

(出典：平成18年7月14日 山口県報)

県は、平成18年7月に公表した措置内容では措置が未済であると認識しており、引き続き検討をしていくことが必要である。

年度内の精算をするには、12月の確認以降に計画に変更があった場合は速やかに変更申請書の提出をするように周知徹底し、県は実績額を適時に把握するように努める必要がある。

#### 【意見】 特色教育に対する補助金の効果測定について

県は、各学校の特色教育（「特色ある学校づくり事業」および「教育改革推進」）の取組に対して補助金を交付しており、取組実績については報告を受けているものの特に補助金の効果を測定するための評価指標を設定していない。

各私立学校が取り組む「特色教育」に対する補助金の効果測定については、平成16年度の包括外部監査報告書において以下のような意見が記載されている。

- ・ 県が目標とする特色ある私学づくりの誘導という観点から、この補助金についての結果の評価指標が必要であると考え。 (出典：平成16年度包括外部監査報告書)

県は、上述した平成16年度包括外部監査報告書の意見に対して平成18年度に措置内容を公表している。措置内容は以下のとおりである。

- ・ やまぐち未来デザイン21実行計画に係る政策評価において、「特色ある学科及び指導方法を取り入れた私立学校の割合」を指標の一つとしている。 (出典：平成18年7月14日 山口県報)

県は、上述の措置内容で措置済みと判断しているが、現在「やまぐち未来デザイン21実行計画」存在しておらず、現在の県の基本計画である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」における政策評価指標には位置づけられていないとのことである。

改めて特色教育に対する補助金についての結果の評価指標を設定することが必要である。

## 2 私立高校生等奨学給付金事業

#### 【意見】 生活保護世帯以外の市町村民税所得割非課税世帯への第2子以降の高校生等への支給について

私立高校生等奨学給付金事業においては、生活保護世帯以外の市町村民税所得割非課税世帯における、当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校に通う高校生等の保護者等に対しては、138,000円/年の奨学給付金が支給される。

当該138,000円/年の給付金の支給の判定は、文部科学省が作成している「高等学校修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の手引（以下、手引）」記載の「7月1日現在の状況を健康保険証等により確認。なお、公的な証明書で確認が不可能な場合は申請者からの誓約書

(主務課・室 総務部学事文書課)

特色教育に対する補助金について、効果を測定するための評価指標の設定を検討していく。

改善途中

(主務課・室 総務部学事文書課)

平成30年度の募集分からは誓約書入手するよう、平成30年6月に各学校設置者に通知した。

措置済み

(様式7)により確認)、また、手引参考3「扶養関係パターン図」の中の「生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるにあたって用いられる概念と同等の者である」によることとなる。

受給申請書及び関連資料を閲覧したところ、兄弟姉妹の扶養関係の判定に当たっては、手引どおり、健康保険証等により確認、また健康保険証等により確認できない場合は、誓約書を入手して対応している(その兄弟姉妹が別世帯となっている場合や、申請書の職業・学校名等の欄に学生ではない旨の記載がある場合を含む)。

しかし、国民健康保険世帯で兄弟姉妹が保護者等と同一世帯で、かつ申請書の職業・学校名等の欄にその兄弟姉妹が「大学生等」の学生の旨の記載がある場合に限り、当該給付金事務やその他修学支援関連事務に協力する私立学校の事務負担を勘案し、誓約書の入手を省略可と扱っている事例が見受けられた。同一世帯とはいえ、誓約書を入手するよう検討されるべきである。

## 7 高校生県内進学支援事業

**【意見】**他の事業との連携もしくは統合について

「高校生県内進学支援事業」は、「県内高校生の県内進学率向上」に資する関係団体の取組を支援し、地域産業を支える人材の育成及び地域活力の向上を促し、若者の県内定住促進を図ることを目的として、総務部学事文書課(大学班)が実施している。

他方、県内国公立大学等と連携を図りながら、県内大学等が持つ魅力やよさについて、広く高校生の理解を深め、高校生の県内進学を促進することを目的として、教育庁高校教育課(普通教育班)が実施している「やまぐちの未来へつなぐ高大連携事業」がある。

両事業は目的が類似しており、別々に事業を実施するよりも、連携して、あるいは統合して一つの事業として実施した方がより効果的・効率的に事業を実施できると考えられる。

高校生県内進学支援事業とやまぐちの未来へつなぐ高大連携事業については、連携して、あるいは事業を統合して実施することも検討する必要がある。

## 8 私立高校生奨学事業費

**【意見】**公益財団法人山口県ひとづくり財団への補助金額の交付決定について

公益財団法人山口県ひとづくり財団に対しての補助額の決定について、県の学事文書課においては起案書が適切に作成され決裁を得ている。しかし、決裁の手続きは適切になされているものの、補助額については公益財団法人山口県ひとづくり財団が作成した収支予算書等の県補助金のうち、私立高校に記載された額を根拠とするのみとなっており、記載内容についての検討の過程が明確になる資料が残されていない。補助金の交付決定については、交付金額の根拠を明確にするべきである。

**【意見】**公益財団法人山口県ひとづくり財団への補助金額の予算について

当補助事業によって公益財団法人山口県ひとづくり財

(主務課・室 総務部学事文書課)

平成30年度事業について、高校教育課と協議し、両課の県内進学促進事業について、重複する事業を整理し、事業を統合することにより、効果的・効率的に事業を実施することとした。

措置済み

(主務課・室 総務部学事文書課)

当該補助については、平成30年度当初予算以降、予算計上はないが、今後、交付決定の起案の際は、申請者からの申請書に交付金額の根拠を明記した資料を添付するよう求め、交付金額の根拠を明確にする。

措置済み

(主務課・室 総務部学事文書課)

当該補助については、平成30年度当初

措置済み

団は、奨学金の貸与を行っており、奨学金の返還も当然なされている。公益財団法人山口県ひとつくり財団の実績報告書記載の繰越金の内、私立高校分の繰越金は、平成25年度から502,167千円増加している。

なお、当事業における当初補助交付決定額は3,504,000円であるものの、当初補助交付決定額は県から（公財）山口県ひとつくり財団に支出されることなく、補助事業のための資金が不要であったため、年度末の変更交付決定で0円に変更交付決定されている。繰越金の状況から、補助金支出されない可能性は相当程度高いことが想定され、支出されない可能性が高い事業について予算計上を行う必要性について検討すべきである。

【意見】財団の余剰金の返還について

財団の余剰金の返還について平成16年度の包括外部監査報告書において以下のような意見が記載されている。

- ・ 奨学金の貸与より返還のほうが多くなっても財団から県に対して返還される規定はない。財団に資金の余剰が発生した場合、県に返還できるようにすることも検討の必要があると考える。（出典：平成16年度包括外部監査報告書）

県は、上述した平成16年度包括外部監査報告書の意見に対して平成18年度に措置内容を公表している。措置内容は以下のとおりである。

- ・ 財団に余剰金が発生した場合に返還させることができる規定の明文化を検討する。（出典：平成18年7月14日 山口県報）

県は、平成16年度の包括外部監査報告書における上述に意見については、未だ措置が済んでいないと認識している。この点、山口県奨学事業費補助実施要綱第13条第3項においては、「補助事業者は、高等学校等奨学事業を廃止又は縮小等した場合において、次に掲げる経費が生じる場合には、県に返還しなければならない。」と規定され、次に掲げる経費として、同条同項第2号において、「事業規模を縮小したこと等により、将来に渡って必要としないことが見込まれる奨学金の未貸与額及び奨学生からの返還金」が規定されているが、当該規定との関連を担当者に質問したところ、以下のような回答を得た。

（回答）

「山口県奨学事業費補助実施要綱」の第13条第3項の返還の規定については、平成17年に日本学生支援機構の交付要綱に準じ、日本学生支援機構の高等学校等奨学事業交付金（日本学生支援機構から交付を受けた交付金）の取扱いについて、新たに設置されたものである。そのため、財団に資金の余剰が発生した場合、上記交付金以外を県に返還できるよう規定を設置したものと認識していない。

県は、上記（回答）で示したとおり平成18年7月に公表した措置内容では措置が未済であると認識している。公益財団法人山口県ひとつくり財団における、繰越金は平成28年度末現在1,699,026千円となっており、年間貸与額と比較しても相当程度の繰越金を保有している。平成16年度包括外部監査の意見についての措置を引き続き検討をしていくことが必要である。（山口県奨学事業費

予算以降、予算計上はないが、今後、同様に支出しない可能性が高い事業については、予算計上を見送ることとする。

（主務課・室 総務部学事文書課）

補助金の返還について規定するため、平成30年4月に要綱を改正した。

措置済み

補助実施要綱は、大学、国公立高等学校および私立高等学校の補助事業に共通のものである。）

**【指摘事項】** 公益財団法人山口県ひとつくり財団の債権管理について

財団において債権回収努力の結果、残高は減少傾向にある。

ただし、債権管理に関するマニュアルについては、公益財団法人となる前に「山口県ひとつくり財団 奨学金等返還事務の手引」が作成されているが、その後マニュアルの更新等がなされていない。その結果、実際の債権管理については、債権管理のソフトウェアの改修等も影響し、当該マニュアルに沿ってなされていない。

債権管理については、「山口県奨学事業費補助実施要綱」第 11 条に「補助事業者は、返還金債権に関し、その保全、取立て、その他の管理事務に関する規程を設け、正確にこれを行うものとする」となっている。返還金債権に関する規定が更新されず、規定と異なる債権に関する管理事務がなされていることは妥当ではない。補助金を原資としている債権の回収を一層進めるためにも、債権管理に関する規定を更新整備した上で運用するべきである。（山口県奨学事業費補助実施要綱は、大学、国公立高等学校および私立高等学校の補助事業に共通のものである。）

9 私立高校生通信制課程修学奨励事業

**【指摘事項】** 山口県奨学事業費補助金交付要綱の改正について

山口県奨学事業費補助金交付要綱の最新版として、平成 20 年 4 月 1 日改訂によるものが運用されている。しかし、当該交付要綱は依然として、『“財団法人”山口県ひとつくり財団』の表記となっており、実態に沿っていない字句となっている（現在は、『“公益財団法人”山口県ひとつくり財団』）。実際の運用上は影響のない要綱内の字句訂正に過ぎないものの、補助金交付の根拠となる交付要綱であるため改正を失念することのないように規程類の整備状況を管理徹底する必要がある。（山口県奨学事業費補助金交付要綱は、大学、国公立高等学校および私立高等学校の補助事業に共通のものである。）

(主務課・室 総務部学事文書課)

当該手引きの見直しを行うよう指導する。

改善途中

(主務課・室 総務部学事文書課)

当該要綱は平成 24 年に改正済みであることを確認した。規程類の整備、改正状況等について管理の徹底を図った。

措置済み

## 平成16年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

一般会計の補助金の財務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1) 学事文書課が所管する補助金</p> <p>オ 私立高校生奨学事業</p> <p>(ウ) 意見</p> <p>b 財団に資金の余剰が発生した場合、県に返還できるようにすることも検討の必要がある。</p>	<p>(主務課・室 総務部学事文書課)</p> <p>補助金の返還について規定するため、平成30年4月に要綱を改正した。</p>	<p>措置済み</p>



## 平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>4 行政財産の有効利用</p> <p>(7) 高校統廃合と未利用・低利用財産</p> <p>ウ 個別的事項</p> <p>(ア) 柳井商工高等学校</p> <p>a 高校統廃合により生じた未利用・低利用財産の有効活用</p> <p>旧柳井商業の校舎、校舎棟内庭及び水泳プールは、現時点において全く使用されておらず、有効活用を検討している段階にある。しかし、高校の統廃合は数年前から決まっていたことであり、このような状態になることは十分予想できたはずである。</p> <p>今後、同様のケースにおいて、廃止高校の財産については、統廃合とセットで有効活用又は処分の方針・計画を決める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課)</p> <p>今後の利用等について検討した結果、柳井市へ譲渡することとし、平成 30 年 3 月に財産処分手続きを行った。</p>	措置済み
<p>e 今後の方針・計画</p> <p>旧柳井商業高校での利用は主に体育館とグラウンドであるが、山口国体以降の利用は現段階では未定である。利用あるいは処分方針については、「県での有効活用、柳井市等への譲渡等、売却、解体等を検討する」とのことである。</p> <p>しかし、現実には、今後の利用あるいは処分方針・計画は何も決まっていないに等しく、現在の利用状態に合理性があるかどうか疑問である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課)</p> <p>今後の利用等について検討した結果、柳井市へ譲渡することとし、平成 30 年 3 月に財産処分手続きを行った。</p>	措置済み
<p>5 公有財産(土地・建物)管理に関する過年度包括外部監査の是正措置の状況</p> <p>(4) 措置状況が「措置済み」と判定されているもの</p> <p>サ 県立高等学校</p> <p>(オ) 県立高校の未利用財産の売却・貸付(平成 17 年度・県立高等学校)</p> <p>県は未利用財産の売却・貸し付けが計画どおり進んでいない原因を調査・分析し、解消に向けて努力していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課)</p> <p>平成 28 年度に年次的な売却・貸付計画を定め、未利用財産の売却・貸付に努めている。なお、調整の相手方である関係部局及び地元市町等における検討において想定以上の時間を要することがあるため、計画どおりに進まないことがあるが、期限を設定して相手方と調整するなど、計画の履行に向けた取組を進める。</p>	措置済み

## 平成 22 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 未収金の管理</p> <p>(2) 強制徴収権のある公債権</p> <p>エ 下関漁港利用料等（漁港漁場整備課）</p> <p>        b その他の滞納者</p> <p>        (c) 延滞金の徴収ルール</p> <p>            現在、分納による回収額は、未収金元金の返済に優先的に充当しており、延滞金の徴収はしていない。</p> <p>            しかし、延滞金については、延滞金の徴収に関する条例（昭和 39 年 3 月 26 日山口県条例第 7 号）に基づき徴収することとされていることから、その取扱いを検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>4 基金の管理</p> <p>(7) 山口県地域自殺対策緊急強化基金（健康増進課）</p> <p>        イ 基金規模の妥当性</p> <p>            基金の財源負担が 100%国であったとしても、県としては基金を創設した以上、計画に沿って有効活用する必要がある。予定通りの基金使用がされていない原因を分析し、基金活用に向けた方策を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>（主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課）</p> <p>分納による回収についても、延滞金の徴収を行うことし、関係機関に適切に対処するよう、平成 30 年 6 月に関係機関に文書により周知徹底を行った。</p> <p>（主務課・室 健康福祉部健康増進課）</p> <p>平成 29 年度末で基金事業が終了したことに伴い、平成 30 年度に基金財源を国へ返還する。（予算措置済み）</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

## 平成 24 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>6 農林水産部 畜産振興課</p> <p>(3) 預託牛育成事業</p> <p>カ 監査結果</p> <p>(ア) 預託牛育成事業の入牧料は、平成 13 年度以降改訂がされていない。生産費（配合飼料）の高騰などを受けて平成 20 年度に改訂が検討されているが、平成 13 年度に改訂された入牧料は他県に比べて高いことを理由に改訂は見送られている。県として入牧料算定の考え方を明確にする必要があるものと考え。また、改訂の検討は毎年度行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部畜産振興課)</p> <p>預託業務が本場に集約され 3 年が経過したことから、その実績と他県の状況を踏まえ、農林総合技術センター畜産技術部において入牧料を検討したところ、適当であると判断したため、改訂を行わないこととした。</p> <p>今後とも、社会情勢の変化や他県の状況を踏まえ、適宜見直しを行っていく。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>9 商工労働部 関連団体</p> <p>(2) 山口県流通センター株式会社</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>(ア) 平成 14 年度に代表取締役を知事から民間人に変更するなど民主導の経営への移行を進めるとともに、平成 16 年 10 月からは県所有の流通センター広場を山口県流通センター株式会社に対して貸付を行っている。会社は、借り受けた土地を立地企業向けの業務用及び社員用有料駐車場として活用を図っている。会社の建物については、昭和 61 年 3 月建築のため老朽化が進んでおり、保守管理を徹底的に行うことで修繕費を抑制し、設備の維持を行っているが、将来的な大規模修繕並びに建物更新資金の確保について検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課)</p> <p>平成 29 年度をもって累積欠損金を解消し、財務健全化を達成した。今年度策定した新たな中期計画においては、今後の事業収益を大規模修繕等の資金として積み立てることを明記した。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 26 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

山口県における外郭団体の財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について</p> <p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>3 一般財団法人山口県ニューメディア推進財団</p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について</p> <p>イ 中期計画の作成について</p> <p>当団体では、年度の事業計画は作成しているが、中長期的な視点からの中期計画は作成していない。事業報告書の内容を検討すると、不動産管理事業に「今後も施設整備については、資金繰り等を考慮して計画的に老朽化した設備の更新や改修を実施する必要がある」などの記載があり、中長期的に取り組むべき課題があると考えられる。課題のない組織は考えられず、今後、県と継続的な協議を行い、損益予測や財務分析等を実施して、継続的な事業について将来のあるべき姿を明確にするためにも中期計画を作成することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課)</p> <p>平成30年3月に中期計画を策定した。</p>	措置済み

## 平成 27 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3章 環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>VI 環境に関する人づくり・地域づくりの推進</p> <p>5 自然公園保護管理事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>② 自然公園維持管理委託について (意見1)</p> <p>業務の成果報告書について、一部の作業実施場所において、写真の添付がないものがあつた。報告書には当該場所で作業が実施されたことを示す写真以外の資料等の添付はなく、実際に作業が実施されたか否かの判断はできなかつた。写真の添付は作業が実際に完了したことを示す唯一の証拠であり、報告書に添付漏れがないよう留意すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(意見2)</p> <p>公園施設の維持管理、清掃等の委託契約書には、報告書に作業実施後の写真を添付しなければならない旨の規定はない。しかし現状では、作業が完了したことを報告書に添付してある写真にて確認している。現状の運用方法に則して、報告書の様式を変更するか、委託契約書に作業実施後の写真の添付が必要である旨を明記するか等の検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>8 国定公園施設整備事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 経済性・効率性について</p> <p>転落防止柵の再整備について、従前の鉄筋コンクリート製から樹脂製へと素材を変更している。</p> <p>再整備における経済性や効率性を考えると樹脂製の方が有利なのかもしれないが、耐用年数を想定した投資期間で比較した上で戦略的な投資意思決定をすべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部自然保護課)</p> <p>今後、写真の添付漏れが無いよう平成30年4月に各農林水産事務所及び農林事務所に文書により徹底を図つた。</p> <p>(主務課・室 環境生活部自然保護課)</p> <p>報告書の様式を変更し、作業状況が確認できる写真の添付が必要である旨を明記するよう平成30年4月に各農林水産事務所及び農林事務所に文書により通知した。</p> <p>(主務課・室 環境生活部自然保護課)</p> <p>これまでの比較検討の判断材料に耐用年数も加えるなどして総合的な判断のもと意思決定を行うよう平成30年4月に各農林水産事務所及び農林事務所に文書により通知した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

## 平成 28 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3章 山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について</p> <p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>【1】長寿社会課</p> <p>3 いきいき高齢者地域活動支援事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>② 在宅福祉事業費補助金交付要綱について</p> <p>当該補助金交付要綱では、用語の定義として老人クラブ（単位老人クラブ）をおおむね 30 人以上で組織されるものとしている。一方で、県内の上関町や阿武町においては 30 人を下回る老人クラブも補助の対象としており、要綱上の定義と整合しないように見受けられる。</p> <p>この点については、要綱との整合性から、今後の課題になってくると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)</p> <p>平成 30 年 4 月に要綱改正を行い、補助対象となる老人クラブの人数について見直しを行った。</p> <p>今後は、実態と規定の整合性について、毎年確認することとした。</p>	措置済み
<p>5 認知症高齢者総合支援推進事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 認知症関連指標について</p> <p>平成 29 年度目標値の達成に向けて、計画的に養成、設置が進められている。しかしながら、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数は、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標に基づき、全国的に同一の指標を使用しているが、平成 29 年度目標の達成が難しい状況であることから、次期計画における目標設定については再検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)</p> <p>国の指標では、「高齢者人口 500 人に対してかかりつけ医 1 人」から「高齢者人口 470 人に対してかかりつけ医 1 人」に算出根拠が変更されているが、平成 30 年 3 月策定の第六次やまぐち高齢者プランにおいては、かかりつけ医数やこれまでの受講者数等を踏まえた上で再検討し、医師会等の関係機関と協議の上、引き続き、「高齢者人口 500 人に対してかかりつけ医 1 人」を算出根拠とし、本県の実態を踏まえた指標を設定した。</p>	措置済み
<p>1 5 軽費老人ホーム運営費補助</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 補助金にて取得した資産の管理について</p> <p>山口県補助金等交付規則第 18 条によると、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない」となっているが、県は各施設が</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)</p> <p>対象経費で資産の購入をする場合は、補助金交付申請書等に購入資産に係る調書を添付するよう、平成 30 年 3 月に通知文書により周知徹底を図った。</p> <p>今後、提出された調書については県で管理の上、財産処分時に確認を行う。</p>	措置済み

補助金にて購入した資産の取得年月日等を把握していない。補助金にて購入した資産について県は把握し、規則第 18 条に該当していないことを確認する手続きが必要である。

【意見】

③ 補助対象経費のうち固定資産支出の妥当性の検討について

固定資産取得支出について当補助金の補助対象経費となっているが、別表（第 3 条 2 項関係）の注 7 において、「補助金の対象は器具及び備品の購入に限る」となっている。しかしながら、補助金交付内訳書において、補助金算定上の事務費対象経費の中に「建物取得」となっているものや物件名から建物支出に該当するのではないかと推察される項目があった。補助金の算定に影響する事務費対象経費かどうかを明確し、必要に応じて追加的な資料の提出を求めるべきである。

【意見】

2 5 財政的援助団体名：一般財団法人山口県老人クラブ連合会

(5) 指摘事項及び意見

① 平成 27 年度法人全体での赤字決算について

平成 26 年度から平成 30 年度にかけて会員を 1 万人増強しようという運動を展開しているものの、会員数は減少傾向が続いている。このような状況を踏まえ、会員拡大への取組や収益に見合った事業規模への見直しなどを検討することが法人の安定的な運営の観点から望ましい。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)  
対象経費で資産の購入をする場合は、補助金交付申請書等に購入資産に係る調書を添付するよう、平成 30 年 3 月に通知文書により周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)  
市町老人クラブ連合会と連携し、単位クラブ活動支援や地道な声掛け運動などの会員増強に取り組むとともに、平成 29 年度から新たに、高齢者が地域における生活支援サービスの担い手として活躍できるよう、地域支援担い手育成事業に取り組み、平成 28、29 年度は黒字決算となった。30 年度も黒字の見込みであり、今後も、事業の充実を図り、安定的な法人運営を行っていく。

措置済み

【2】厚政課

5 財政的援助団体名：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

(5) 指摘事項及び意見

③ 延滞債務者に関する債権回収に外部の法律専門家の利用について

山口県社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会が策定した「債権管理マニュアル」等を活用し、電話連絡や訪問、催告書の送付といった方法により債権管理を行っている。

一方で、延滞債務者からの回収を安易に長引かせることも資金財源の効率性を悪化させることになるため対応措置が必要である。上記のような現状の対応に限界があり、実利を伴わない形骸化した対応であれば逆に回収コストのみ生じることとなる。コストパフォーマンスを考慮することにはなるが、外部の法律専門家（弁護士等）の利用を検討することも考慮の余地があると思われる。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
平成 29 年 11 月から、時効の中断方法や督促上の内容等について弁護士の助言を得ながら債権管理を行っている。

措置済み

【6】医務保険課



<p>1 後期高齢者医療対策費  (3) 指摘事項及び意見  ② 後期高齢者医療対策費の増加傾向について  平成 29 年度の目標値は、特定健康診査の実施率が 70%、特定保健指導の実施率が 45%であることから目標達成に向けては難しい状況となっている。県としては、実施率を高めるために、保健事業の人材の育成、保険者協議会への支援、一般的な県民向けの健康増進対策の推進、といった施策を実施している。しかしながら、平成 29 年度の目標値の達成が難しい状況であることから、より一層保険者及び被保険者への働きかけを行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課)  平成 30 年 3 月に第三期山口県医療費適正化計画を策定し、その中で、被保険者への働きかけや保険者との連携・協力を含め、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けた施策の実施について定めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【10】交通政策課  1 バス活性化対策事業  (3) 指摘事項及び意見  ① ノンステップバス導入状況について  導入率の目標値については、「第五次やまぐち高齢者プラン」では、平成 29 年度 55.0%となっている。対象車両台数の集計方法の変更に伴い、ノンステップバスの導入率の目標値については、変更が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)  平成 30 年 3 月に公表された「第六次やまぐち高齢者プラン」において、ノンステップバスの導入率目標は除外されることとなったが、指摘を参考に、新たな目標設定を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>② 補助金の予算消化率について  補助金の予算要求については、山口県内のバス事業者 7 社からバスの更新計画についてヒアリング等を実施し、予算額を決定している。また、本事業の補助対象車両は新規車両のみとなっている。上記①ノンステップバスの導入状況では、車両台数は増えているにもかかわらず、中古車両での導入もあるため、補助金の消化率は低調である。しかしながら、バス事業者からは実態に見合ったヒアリングの聴取を行うなど予算額を算定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)  事業者からのヒアリングに基づき予算計上を行った結果、平成 29 年度予算の執行率は 90.7% (予算額 5,500 千円、決算額 4,533 千円) となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【12】農業振興課  1 新規農業就業者定着促進事業  (3) 指摘事項及び意見  ① 高齢者の就農状況について  農業大学校における作目基礎研修を終えて、受講者のその後を県(農大)としてもウォッチしていくべきと考える。受講の結果、就農を果たした方がどの程度いるか、また次世代の就農希望者へどのように体験を伝えていけるか、という制度まで設計されると循環型の就農メカニズムが生まれる(研修受講→就農・ビジネス化→経験の伝達→受講者増加)。このメカニズムにより退職したが地域貢献したいという高齢者が就農にやりがいを見出し、生業として第 2 の人生を充実させることができ、かつ若手の新規就農者への人的支援も可能となると思われる。【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課)  指摘を受け、作目基礎研修修了者(平成 28 年度在籍)に対して、平成 29 年度末にヒアリング調査を実施した。  調査では研修後の経営状況の推移や今後の意向等を把握するとともに、担い手養成研修への誘導など、作目基礎研修修了者の意向等に基づいた提案を継続して行う体制を整備した。</p>	<p>措置済み</p>